○ 犯罪が起きにくい社会づくりの推進について (平成22年5月21日島生企甲第1147号ほか県警察本部長通達)

平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多を記録するなど治安が急激に悪化したことを 踏まえ、全国警察を挙げて犯罪抑止総合対策に取り組んでいるところである。

各般にわたる取組みの結果、島根県では、平成16年から6年連続で刑法犯認知件数が減少し、着実に成果が上がってきているところであるが、依然として、全国的には県民の不安感を掻き立てる犯罪が多発傾向にあるなど、治安の改善はいまだ道半ばである。

現在、当県では、行政機関、県民等が緊密な連携の下に、犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議(以下「県民会議」という。)を設置し、「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定して諸施策を強力に推進しているところであるが、各種のネットワークが、社会各分野の団体や個人を漏れなくカバーできているか、また、防犯関連情報が円滑にやり取りされるなど有効に活用されているかを点検し、手つかずの分野があれば新たにカバーし、運営に問題があれば改善して行く必要がある。このため、県民会議の構成団体等とのネットワークを有効かつ強固なものとする重層的な防犯ネットワークの整備や社会の規範意識の向上と絆の強化に向けた取組みなどの対策を整備拡充することで犯罪抑止総合対策をさらに推し進め、真に犯罪が起きにくい社会の実現を目指していくこととした。

犯罪が起きにくい社会の実現に向けて、これからが真の正念場であるので、各位に あっては、地域の実情に応じた効果的な取組みに努められたい。

記

1 重層的な防犯ネットワークの整備

行動計画の重点課題の第一に「身近な犯罪に強い社会の構築」を掲げ

- 警察と防犯ボランティアとの街頭共同パトロールの実施
- 企業等による、子ども見守り隊や子ども110番の店等の活動支援
- 振り込め詐欺や悪質商法等を防止するための広報啓発活動と警戒活動
- 住宅への侵入犯罪、乗り物盗を防止するための鍵かけ運動の展開 などについて県や市町村、地域住民、事業者等が一体となった取組みが行われてい るところである。

今後、更に各層にネットワークを細かく整備し、安全安心情報の提供や連携・協働した取組みを推進する、重層的ネットワークの整備を推進し、効果的な活用を図られたい。

(1) 重層的な防犯ネットワーク

社会各分野の各層にネットワークがきめ細かく整備されていれば、日常生活や 社会活動において犯罪被害に遭う不安を感じている人々や事業者に対して、警察 から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供することができるだけでなく、 事件・事故が発生した場合には、警察に対して逸早く通報や連絡をしてもらうことができるものであり、例えば、女性、子ども、高齢者等は、性的犯罪、福祉犯罪、振り込め詐欺、リフォーム詐欺等の犯罪被害に遭う危険に晒されているが、適切なネットワークが整備されていれば、警察や関係機関・団体は、相互に協力連携して、これらを保護し支援することができるものである。

(2) 防犯ネットワークの点検等

県単位では、別添1のとおり、県民会議構成団体、島根県犯罪のない安全で安 心なまちづくり推進協議会構成団体、島根県振り込め詐欺撲滅対策推進本部構成 団体等に働きかけ真に機能するネットワークの整備を図っているところである。

各警察署では、その管内において、市町村、地域住民、事業者等による防犯ネットワークが、対策を講じる必要性の高い罪種・被害者類型ごとに、漏れなく整備されているかを点検するとともに、これらが効果的に機能しているかを検証し、不十分な点がある場合には、既存のネットワークの活性化又は新たなネットワークの構築を図ること。

- (3) 防犯ネットワークの効果的な活用(別添2参照)
 - ア 安全安心情報のタイムリーな提供

管内において身近な犯罪や女性・子ども・高齢者を対象とする犯罪が連続して発生した場合などにおいて、被害の拡大を防ぐために防犯ネットワークを活用して被害対象者に対する安全安心情報を提供すること。

イ 連携・協働した防犯活動の推進

管内における犯罪の発生状況及び傾向を分析し、被害防止に向けた広報・啓発、被害防止キャンペーン、共同パトロール等の犯罪の抑止に向けた活動を関係する防犯ネットワーク構成団体等と連携・協働した取組みを推進すること。

ウ 各種情報の伝達及び収集

各種法令の改正等、県民に周知させる必要がある情報の伝達や警察が必要と する情報の収集についても防犯ネットワークを効果的に活用すること。

エ 他のネットワークとの調整

生活安全部門以外で構築されているネットワークについては、本来業務の支障の有無等を考慮の上、防犯情報、交通安全情報等の提供、特異事案を発見した場合における警察への通報等に、必要に応じて相互に活用できるよう配意すること。

2 社会の規範意識の向上と絆の強化

行動計画の重点課題の第二に「犯罪者を生まない社会の構築」を掲げ

- 少年の規範意識の向上
- 地域住民等と連携した子どもの居場所づくり

などについて推進しているところである。

犯罪増加の根本的な要因に、かつて犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた地域社

会の連帯感や絆、人々の高い規範意識が時代とともに弱体化してきたことが挙げられる。

社会の中に高い規範意識と強い絆が根付いていなければ、犯罪が起きにくい社会を実現することはできないものであり、また、刑法犯認知件数の減少等これまでの犯罪抑止対策の成果を維持することも難しい状況にある。このため、社会の規範意識の向上と絆の強化に向けた対策を推進されたい。

(1) ゲートウェイ犯罪に対する総合的な抑止対策の推進

例えば、近年、万引きが少年から高齢者まで各層に広がってきているが、その背景にはたかが万引きといった風潮がある。このような軽い気持ちで手を染めてしまう犯罪を安易に見過ごすことは、行為者の規範意識の低下を著しく助長し、累犯やより悪質重大な犯罪に手を染めることにもつながりかねない。

この種の「ゲートウェイ犯罪」については、捕捉した万引き犯の全件届出による適切な捜査など警察や行政等が感銘力のある取締りや防止対策に取り組むとともに、防犯ボランティア等による広報啓発活動の推進など、市町村、地域住民、事業者等と連携した総合的な抑止対策を推進すること。

(2) 社会の秩序を乱す違反や犯罪に対する積極的な対応の推進

ゴミのポイ捨て、公共の場所における落書き等、これを黙認することによりそれを目にした国民の規範意識の低下を助長し、社会の秩序を乱すと認められる違反や犯罪については、平素の街頭における各種警察活動において、これを看過することなく、事案の内容に応じて、積極的に指導・警告又は検挙といった対応を行うこと。

(3) 交通街頭活動等の積極的な推進

交通違反に対しては、これまでも交通事故抑止に真に効果のある指導取締りを推進しているところであるが、幹部及び街頭活動に従事する職員は、交通ルールを遵守させることは交通事故防止のみならず、規範意識の向上にも資することを念頭に置きつつ、幹部による業務管理を的確に行い、違反態様に応じて指導・警告も積極的に活用するなどして、引き続き、厳正かつ毅然とした交通街頭活動を展開すること。また、交通安全教室や各種講習等の機会においては、交通ルール無視の具体例を挙げながら、規範意識の向上をも視野に入れた交通安全教育を推進すること。

(4) サイバー空間におけるマナー向上のための広報啓発活動の推進

サイバー空間においては、高い匿名性が確保されていることから、インターネット利用者の規範意識が必ずしも高くなく、インターネット上の違法情報・有害情報の蔓延を招いている。

そこで、インターネットを利用する幅広い世代に対してサイバー空間におけるマナー向上のための広報啓発活動を推進し、規範意識の向上及びサイバー空間は自分達で浄化するとの気運の醸成を図ることにより、インターネット上に違法情報・有害情報を掲載させることを防止することはもとより、サイバー空間に蔓延する違法情報・有害情報についてホットラインセンターへの自発的な通報を促すこと。

(5) 地域ぐるみによる少年の規範意識の向上及び少年を取り巻く絆の強化 少年の非行防止のためには、地域ぐるみによる少年の規範意識の向上及び少年 を取り巻く絆の強化が不可欠である。

そこで、少年やその保護者に対する非行防止教育及び情報発信、少年への「声かけ」活動を通じて、少年の規範意識向上を図るとともに、社会から孤立した少年に地域や社会との絆を実感させることにより、その立ち直りを支援するなどの取組みを推進すること。少年の非行防止や薬物の乱用防止の取組みもまた同様である。

(6) 防犯カメラの設置拡充

公共空間等の安全を見守るため、地方公共団体、地域住民、事業者等といった 地域社会の主体による防犯カメラの設置拡充を推進することについても、地域の 安全は自分達で守るとの意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる点で、社 会の規範意識の向上や絆の強化に資するものである。

これを踏まえ、自治体、地域住民、事業者等と連携しつつ、これらの主体による防犯カメラの設置拡充を図ること。

(7) 防犯ボランティア活動の活性化

防犯ボランティア活動についても、地域の安全は自分達で守るとの意識を高め、 犯罪を許さない気運を醸成させる点で、社会の規範意識の向上や絆の強化に資す るものである。

この点、現在、防犯ボランティア活動に参加する者の高齢化・固定化、活動の ノウハウの偏在化、財政基盤の脆弱性といった問題があることから、以下のとお り対策を講じることにより、防犯ボランティア活動の活性化を図ること。

ア 防犯ボランティアへの現役世代の参加促進

地方公共団体、大学、自治会、経済団体、事業者等と連携しつつ、防犯ボランティアの結成方法、活動のノウハウ等に関する説明会を開催するなどにより、防犯ボランティア活動への学生、社会人等の現役世代の参加を促進すること。

イ 活動内容の充実

防犯ボランティア活動の効果的・効率的な実施を推進するためには、防犯活動について知見を有する警察OBなどを活用し、防犯パトロール等の活動が必要な場所で必要な時に行われるよう、防犯ボランティア活動をコーディネイトすることが効果的である。

このため、まちの安全指導員や警察OBなどを活用し、防犯ボランティアの活動の充実を図ること。

ウ 防犯ボランティアの支援

地域住民による防犯ボランティア活動を継続的かつ恒常的なものとするため、防犯ボランティアに対して、防犯パトロール用品の貸与、ボランティア保険の加入に要する費用等の防犯ボランティア活動の支援に努めてきたところであるが、自治体に対し、防犯ボランティアによる活動の必要性を訴え、各種の支援を継続して実施すること。

3 報告

重層的な防犯ネットワークの整備に関する施策や社会の規範意識の向上と 絆 の

強化に係る施策を実施した都度、生活安全企画課を経由して報告すること。